

令和4年度児童・生徒数推計及び想定値算出方法について

令和4年6月

1. 小学校

(1) 児童数

- ①令和4年度については、令和4年4月1日現在の在籍数
- ②令和4年度以降については、児童数は令和4年4月1日現在の住民基本台帳登録者数
- ③指定校変更等（指定校変更、区域外就学、私立学校）については、令和4年度は実数、令和5年度以降は前年度比率（指定校変更児童/全校児童）で換算して算出

(2) 増加見込み

(八木南小、南流山小、おおたかの森小、おおぐろの森小のみ算出)

① マンション

- ・今後、建設が計画されているマンションを以下の方法で算出し増加見込みとして児童生徒数に反映した。
- ・0歳から11歳の児童出現率は、新市街地地区で建設されたマンションの入居実績をもとに、マンション戸数の5.7%とした。
- ・年齢別児童出現率は、新市街地地区で建設されたマンションの入居実績をもとに、以下の割合で増加見込みを算出した。

※マンション 年齢別児童出現率 単位:%

1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳
28.5	23.1	14.5	11.6	5.8	3.7	4.6	2.9	1.2	2.5	1.2	0.4

算出参考例

400戸のマンションが建設されれば、マンション戸数の5.7%にあたる228人の1歳～12歳の児童が発生し、そのうち、1歳～3歳児は150人発生するものとして算出している。

② 戸建て住宅等（アパート含む）

- ・運動公園地区及び木地区の未整備面積を戸建て住宅建築最小面積135㎡で除し、最大建築発生戸数を算出した。
- ・年齢別児童出現率は、以下の割合をもとに戸建て住宅の増加見込みを算出した。

- ・アパートについては、いつどこにどれぐらいの規模のアパートが建設されるか情報の収集が困難なため、戸建て住宅の最大建設発生戸数に含んだ。
- ※木地区（1年）、運動公園地区おたかの森小学区（4年）、運動公園地区八木南小学区（9年）は区画整理終了後、3年の均等割で算出
- ※戸建て住宅等（アパート含む） 年齢別児童出現率 単位：%

1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳
29.5	18.7	13.4	10.6	6.6	5.8	4.7	4.7	1.4	1.8	1.4	1.4

算出参考例

新市街地地区の未整備面積が135,000㎡とすると、1000件の戸建て住宅が建設され、5年間の均等割りをすると年間200件の戸建て住宅が建設され、そのうち、1歳～3歳児は123人発生するものとして算出している。

(3) 学級数

1・2・3年生は35人学級、4年生以降は38人学級で算出
 （千葉県の子級編制基準の弾力的な運用を適用して学級数を算出している。国の学級編制基準では、1～3年生35人学級、3～6年生40人学級）

※令和4年度以降については、段階的に35人学級としている。

2. 中学校

(1) 生徒数

- ①令和4年度については、令和4年4月1日現在の在籍数
- ②字別生徒数については、令和4年4月1日現在の住民基本台帳登録者数
- ③指定校変更等については、令和4年度は実数、令和5年度以降は前年度比率（指定校変更生徒/全校生徒）で換算して算出

(2) 増加見込み

（八木中、南流山中、おたかの森中、おおぐろの森中のみ算出）
 小学校の増加見込みで算出された数値を活用した。

(3) 学級数

1年生は35人学級、2・3年生は38人学級で算出
 （千葉県の子級編制基準の弾力的な運用を適用して学級数を算出している。国の学級編制基準では、1～3年生40人学級）

3. その他

- (1) 教育委員会では、精度の高い児童・生徒数推計及び想定値を作成するために、庁内関係部署と情報共有を図り、最新の整備状況やマンション計画も踏まえ、児童・生徒数推計及び想定値の算出に活かし、増加見込みについては最大値として算出している。
- (2) その数値に相違がないか、住民基本台帳登録者数で3ヶ月ごとに建設されたマンションの入居状況や、町名別に児童・生徒数の推移を把握したり、毎年、建設されたマンションについて入居後の推移を把握したりして検証を行っている。
- (3) 平成30年度より4年間は富士通総研、令和4年度はちばぎん総合研究所に業務委託している。今後も、精度を高めるため、関係部局や業務提携業者と連携を図っていく。
- (4) 推計値、想定値と区別しているのは、小中学校校舎増築に係る、文部科学省の国庫補助事業調査対象期間が3年であること、新市街地地区における共同住宅をはじめとした建設計画など、不確定要素が大きいことから、令和5年度～令和7年度までの3年間を推計値、令和8年度～令和10年度までの3年間を想定値としている。
- (5) おおたかの森北一丁目11番地～13番地に関しては、昨年度及び今年度の指定学校変更の実績を踏まえ、今年度の1・2年生の指定変更率で小山小学校及びおおぐろの森小学校へ就学する見込みで算出している。
※平成30年3月末までに住宅の売買契約がある住民は小山小学校へ通学できるため。
- (6) おおたかの森北二丁目、三丁目（令和3年度より八木北学区）に関しては、昨年度及び今年度の指定学校変更の実績を踏まえ、今年度の1・2年生の指定変更率で八木北小学校へ就学する見込みで算出している。